

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

〔平成十八年一月二十五日号外政令第十号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・国土交通・環境大臣署名〕

障害者自立支援法施行令をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

内閣は、障害者自立支援法〔現行＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律＝平成二四年六月法律五一号により題名改正〕（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項〔現行＝二二項＝平成二二年一二月法律七一号・二四年六月五一号により改正〕、第七条、第八条第一項、第十六条第一項及び第十八条（これらの規定を同法第二十六条第三項において準用する場合を含む。）第二十一条第一項（同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）第二十四条第三項及び第五項、第二十五条第一項第四号、第二十七条、第二十九条第四項〔平成二二年一二月法律七一号により削除〕、第三十条第一項第三号、第三十三条〔平成二二年一二月法律七一号により削除〕第一項及び第二項、第三十六条第三項第五号（同法第三十七条第二項、第四十一条第四項及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）及び第六号（同法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）第三十七条第二項、第四十一条第四項、第五十条第一項第九号（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）第五十二条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第一項第四号、第五十八条第三項第一号、第五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項、第六十八条第二項、第七十三条第三項、第七十五条、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十八条第二項、第一百三十二条第二項、第一百四十四条、第一百六条並びに附則第五条第二項、第九条、第二十九条第一項、第三十七条第一項、第五十五条第一項及び第二百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第一条の二）

第二章 自立支援給付

第一節 通則（第二条・第三条）

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第四条 第九条）

第二款 支給決定等（第十条 第十六条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第十七条 第十九条）

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第二十条 第二十一条の三）

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第二十二条 第二十六条の二）

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第二十六条の三 第二十六条の八）

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第二十六条の九 第二十六条の十七）

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第二十七条 第四十三条）

第五節 補装具費の支給（第四十三条の二・第四十三条の三）

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第四十三条の四 第四十三条の六）

第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）

第四章 費用（第四十四条 第四十五条の三）

第五章 審査請求（第四十六条 第五十条）

第六章 雑則（第五十一条・第五十二条）

（第五節まで省略）

第五節 補装具費の支給

（補装具費の支給に係る政令で定める者等）

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げ

る所得割の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者(補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。))にあっては、その配偶者に限る。))が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

(以下省略)